

2014年9月定例会一般質問

9月22日 日本共産党・阿部裕美子県議

日本共産党の阿部裕美子です。質問を行います。

私は欧州4か国を訪問し、エネルギー政策を調査する県議会海外行政調査に参加しました。福島原発事故に学んでいち早く、脱原発を決めたドイツ、スイス、またフランス、オランダでも再生可能エネルギー推進に取り組む熱意が伝わる視察でした。

放射性廃棄物の処分技術や安全性に関する調査・研究を行っているスイスのグリムゼル、モン・テリ試験場の取り組みは1つの研究に10年以上かかり、世代をつないで研究していかなければならない長期にわたるものでした。核のゴミの処理のために膨大な時間とお金をつぎ込まなければならず、安全に処分する技術はまだ完成していません。使用済み燃料の処理ができない原発はやめるしかないとの思いをいっそう強くしました。

我が国は福島原発事故に、いったい何を学んだのでしょうか。原発事故の原因究明もされておらず、国際廃炉機構は核燃料が格納容器の底に散乱している可能性があり、取り出し困難の恐れがあることを指摘しました。広範な放射能汚染も続いています。このような福島状況の下で原発推進のエネルギー基本計画を閣議決定し、原発再稼働、海外輸出にトップセールスを行う安倍内閣は国民の安全な暮らしを守ることよりも大企業の利益を守るものでしかないと言わざるを得ません。

今、福島県は爆発してしまった原発をどのように収束させるのか世界で未経験の困難に直面しています。

この様な中で、去る8月26日、福島地裁は原発事故の避難中の自死について東京電力の責任を認める判決を下しました。原発事故によって、放射能汚染で避難を余儀なくされる人々が出ることや精神障害や自死に至る人が出る事態を電力会社は「予見可能」だったとする画期的な内容で、東京電力が控訴を断念し、確定判決となりました。被害者が非常に大きな労力と時間をかけて裁判に訴え、あるいはADRに申し立てなければ、深刻な被害を認めず償わない国と東京電力は、人命も含めた被害が「予見可能」だったとする今回の判決を厳粛に受け止めてその姿勢を正し、原発事故の加害者としての責任を認めるべきです。

まず賠償問題についてうかがいます。

県は国及び東京電力に対し、原子力損害賠償に消極的な姿勢を改め、賠償の完全実施に全力で取り組むよう求めるべきと思いますが、知事の見解をお尋ねします。

この間、霊山町小国に続いて、原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）への集団申立てが急速に広がっています。家族の生活がバラバラにされてしまったり、将来の人生設計が奪われてしまったなど様々な深刻な被害を受けて苦しんできたことに対し、東京電力は加害責任を取ってほしいという我慢ならない思いを集めて、集団申立てに踏み出してい

るのです。これらの原子力災害による損害の賠償が公平・適正に行われるために、浪江町、桑折町では「原子力損害賠償請求に係る支援に関する条例」が制定されました。

県も県民への原子力損害賠償が公平かつ円滑になされるよう請求に係る支援を行うべきと思いますが見解を伺います。

次に再生可能エネルギーについてです。

福島第一、第二原発 10 基をすべて廃炉にし、原発に頼らない福島復興を目指す福島県にとって、再生可能エネルギーの促進は欠かせない課題です。ドイツやデンマークで再生可能エネルギー普及が飛躍的に進んでいる理由に①電力買い取り制度や熱、燃料利用推進制度、環境税等積極的な普及推進政策と②市民・地域主体中心の普及方法があげられます。福島県においても地域主導による再生可能エネルギーを推進するため、「発電所のつくり方」講座など、全国各地の経験から学ぶ機会を増やすことが必要であると思いますが、見解を伺います。

市民や各種団体、中小企業などの地域主体の再生可能エネルギー普及の取り組みは、比較的小規模な発電所が中心となりますが、一律の買取価格では大規模発電に比べて、小規模発電の内部収益率が低くなっています。公平性の観点からも太陽光発電について、規模別の買い取り価格の設定を国に求めるべきと思いますが見解を伺います。

2014 年 5 月に施行された「農山漁村再生可能エネルギー法」は「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの発電を促進するための措置を講じることにより、農山漁村の活性化を図るとともに、エネルギー供給源の多様化に資すること」と述べています。市町村や地域関係者の相互の連携のもとに、地域の活力の向上を図るために、県は「農山漁村再生可能エネルギー法」の施行に伴い、どのように対応していくのか伺います。

次に除染問題についておたずねします。

伊達市が伊達市除染支援事業協同組合に発注した市道側溝除染の一部に未施工区間があったことが明らかになりました。放射線量を下げて、安心して暮らせる環境にしてほしいと願っている住民の信頼を裏切るものです。復興にとって極めて重要な除染で不正は許されません。なぜこのようなことが発生したのかを明らかにして、繰り返させない対策が求められます。

伊達市の除染における一部未施工について、県はどのように捉えているのか見解を伺います。

県は、他にもこのような事態がないのかどうか、市町村除染における不適正除染について調査・把握する必要があると思いますが見解を伺います。

また、直轄除染においては、住民から「今までよりも簡単な除染をするのはなぜか」との声が上がっています。環境省は住民説明会で「2016 年 3 月まで除染を終えるためには、今までと同じことをやっていたのでは間に合わなくなる」などと自らが手抜き除染を認める発言をしています。とんでもありません。帰還できる環境にするために除染が必要な

であって、避難解除先にありきは本末転倒です。県は国にたいして、住民から手抜きと指摘されるようなことがないように国直轄除染が除染関係ガイドラインに基づき確実に実施されるよう国に求めるべきと思いますが見解を伺います。

また、2012年10月以降に実施された自主的除染に係る費用について、賠償の対象とするよう東京電力に求めるべきと思いますが、考えを伺います。

次に災害弱者の避難支援等について伺います。

原発事故から3年6か月が過ぎました。一人一人が生き生きと暮らせる生活再建にはまだほど遠く、以前とは全く異なる生活を余儀なくされ、不安な日々を過ごしている人々が少なくありません。しかし、異常気象のもとでいつまた大きな災害に見舞われるかわかりません。これまでの教訓に立って、平常時から備えなければならない問題として、要配慮者といわれる高齢者や障がい者の対策に本格的に取り組む必要があると思います。

阪神淡路大震災において、実態調査を行い、教訓をまとめた兵庫県仮設入居者生活と健康実態調査実行委員会の提言は「被災者救援に必要なことは結局、高齢者や障がい者に優しい街をつくることに他ならない」と述べています。

東日本大震災において、平成23年版高齢社会白書などによれば、全死亡者に占める60歳以上の死亡者割合は実に65.2%、障がい者の死亡率は全体の死亡率の2倍に至っています。何が生死を分けたのか、宮城県聴覚障害者協会がまとめた報告では、亡くなられたろう者の方は「避難所が混雑していて、車の中で待っていた。津波の音が聞こえなかった」あるいは「病気にかかっていたが、助けがなかった。津波が来ることも知らず、避難の方法も判らなかった」という状況などにあつたことをそばにいた方が述べています。重度心身障害の方は押し寄せる津波に「もうあきらめよう」との言葉を残したといえます。

寝たきりで自分で動くことができない重度心身障がい者は二人で抱えて、もう一人が酸素吸入器を持つ。三人いれば、避難できます。いざという時に、だれが支援できるかを決めておけば、命を救えます。「障がいがあるからと言って、決して命をあきらめたくない」との障がい者の声を受け止めて、平時からの体制を整えていくことが必要です。

そこで、市町村が災害発生時に迅速かつ的確に避難の支援を行うためには、消防、自主防災組織、地域住民などと協力し、どのように避難するのかを具体的にすることが必要です。防災計画の基礎資料として、各市町村が災害時に必要な要配慮者の名簿の作成を進めています。県はどのように支援していくのか見解を伺います。

災害時にあっても今まで受けていた「福祉サービス」を継続して受けることができるようにするために、県内はもとより、都道府県の枠組みを超えた広域の協力体制が必要です。障がい福祉施設における災害時応援協定の締結を促進すべきと思いますが、見解を伺います。

高齢者施設が県内の施設間で締結している災害時応援協定を県外にも広げるべきと思いますが見解を伺います。

東日本大震災において命の危険にさらされた危機的問題の一つに透析患者の対応があり

ました。宮城県では仙台厚生病院がセンター的役割をはたして対応したそうです。本県においても緊急の透析医療体制を県が中心となって構築する必要があると思います。県は、災害時における透析医療体制の整備にどのように取り組んでいるのか見解を伺います。

次に精神障がい者施策について伺います。政府は精神科病棟をグループホームやアパートなどの居住施設に転換することで「退院」としようとしています。日本は世界に例をみないほど、精神科病床と長期入院患者が多く、入院患者 30 万人のうち、10 年以上の長期入院患者が 6 万 7 千人、福島県では入院患者 5,434 人、10 年以上の長期入院が 1,366 人とされています。その多くは、適切な治療や支援があれば地域で暮らせる人たちです。偏見や差別などから就職につながらず、また、人的支援などの福祉施策の不備などから退院できない「社会的入院」を強いられているのです。これらの「長期入院問題」を解決しようと国が打ち出したのが、病棟の居住系施設への転換です。入院患者の方は、「退院して“自分の部屋”を持ってても病院内だったら、閉じ込められているのと同じで、部屋のカギは持てないだろうし、友達も遊びに来られない」と話しています。

わが国の精神病学の創立者である呉秀三氏が「わが邦十何万の精神病者は実にこの病を受けたる不幸のほか、この邦に生まれたるの不幸を重ねるものというべし」とのべた有名な言葉ですが、明治時代のあの時から 90 年を経てなおこの言葉が通用するような現状があります。

31 歳で発症し、32 年間精神科病院に入院し、一生で一番良い時を病院で過ごしてしまったある方は独り暮らしを始めて約 20 年、料理や洗濯など家事をこなし、「地域で、自宅で暮らす方が自由で楽しい」と語っています。それができずに病院で入院を強いられるのは、地域での受け皿があまりにも貧弱だからです。地域で、地域の人々とつながって生活していける生活支援などの受け皿を整備していくことこそ、今求められていることだと思います。

精神障がいの方たちが地域で自立して生きていくための支援をどのように進めるのか、県内精神科病院の長期入院患者の現状と課題について伺います。

県は長期入院している精神障がい者の地域生活への移行をどのように進めていくのか伺います。

次に障がい者及び難病患者施策について伺います。

鳥取県で全国初の「手話言語条例」が制定されました。ろうあ者の人権が尊重され、手話が言語であるとの認識に基づき、ろうあ者の完全な社会参加につなげていくために、重要です。福島県においても「手話言語条例」を制定すべきと思いますが、見解を伺います。

透析患者の入院における在院日数の特定除外が 9 月末日に終了し、そのために退院を迫られる透析患者が出てきます。県は入院透析患者の特定除外制度が 9 月末日で終了することに伴い、10 月以降も継続して入院できるよう支援すべきと思いますが見解を伺います。

網膜色素変性症や糖尿病など、毎年 200 人を超える視覚障がいに係る身体障がい者手帳

の新規交付者がいます。中途失明などで不安を抱えながら生活している患者さんが、残された機能を有効に活用し、安心した暮らしを営んでいくうえで、歩行や生活訓練は欠かせません。そのための指導を行う中途失明者緊急生活訓練事業に当たる訓練士が必要です。生活訓練の機会を増やすなど、中途失明者に対する支援を充実すべきと思いますが見解を伺います。

今後、認知症高齢者の増加や障がい者の地域生活移行が進むことが予想される中、法人後見人制度の推進、市民後見人の育成が急務となっています。どのように取り組んでいるのか見解を伺います。

県は、難病の新たな医療費助成制度について、どのように周知徹底を図っていくのか伺います。

最後に特別支援教育について伺います。

特別支援学校の過大・過密化を解消するためにも大笹生養護学校の分校設置の要望を踏まえた、「県立特別支援学校全体整備計画」の見直しについて、県教育委員会の見解を伺います。

県教育委員会は、県立特別支援学校における間仕切り教室の解消に向けてどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

特別支援教育支援員は資格要件はなく誰でも就任できますが、現場では専門性が必要とされます。特別支援教育支援員の研修強化を進める必要がありますが、県教育委員会はどのように取り組んでいくのか見解を伺い、私の質問を終わります。

答弁

一、賠償問題について

佐藤雄平知事

阿部議員のご質問にお答えいたします。

原子力損害賠償についてであります。原子力発電所事故は、本県全域において、県民生活やあらゆる産業に深刻な被害をもたらしました。私は県内の関係団体、市町村の208団体で構成する原子力損害対策協議会の会長として自らが先頭に立ち、「総決起大会」の開催、国、東京電力に対する要求活動などを通し被害者や被災地の実情を訴え、被害の実態に見合った十分な賠償を粘り強く求めてまいりました。こうした取組により昨年12月、中間指針第4次追補において、住居確保に係る損害の賠償など賠償の一定の見通しが示され、さらに今月には立木や自主的除染費用に係る賠償の請求受付が開始されたところでもあります。

いまだ、多くの県民が厳しい避難生活を余儀なくされており、風評被害も根強く残っていることから、今後とも協議会の活動等を通し、国、東京電力に対し、被害者が一日も早く生活や事業を再建することができるよう、迅速な賠償はもとより、被害者に寄り添った生活再建策の実施を求めてまいります。

原子力損害対策担当理事

原子力損害賠償の請求の支援につきましては、これまで、電話相談窓口において2万1千件を超える問い合わせに対応するとともに、弁護士や不動産鑑定士による巡回相談を県内各地で実施してきたところであります。また、県などからの要求に応じ、東京電力は賠償説明会や高齢者等への個別訪問などにも取り組んでいるところであり、引き続き賠償が円滑になされるよう求めてまいります。

二、再生可能エネルギーについて

企画調整部長

地域主導による再生可能エネルギーの推進につきましては、県民や県内企業等が全国の先進事例や最新の動向について学ぶ機会を設けることが重要と考えております。このため、産業技術総合研究所と連携したセミナーや約500の企業・団体から成る研究会の開催、自主的に勉強会を開催する団体への補助、太陽光発電事業への参入支援講座の開催等を行っているところであります。今後も、再生可能エネルギーに関する各種学習機会の創出に取り組んでまいります。

次に、太陽光発電の買取価格の設定につきましては、風力や水力発電などと同様に中小規模の事業コストに見合う規模別の買取価格の設定が必要であると認識しております。そのため、全国36の道府県でつくる自然エネルギー協議会を通じ、本年7月、太陽光発電における規模別の価格設定を国に対して提言したところであり、今後も、地域主導による事業化促進の観点から、事業規模別の収支実態に即した買取価格の設定を国に求めてまいる考えであります。

農林水産部長

農山漁村再生可能エネルギー法につきましては、地域主導による計画的な再生可能エネルギー設備の整備を推進するものであり、市町村が主体となって発電事業者、農業者等からなる協議会を設置し、基本計画の策定や設備整備計画の認定を行う必要があります。このため、市町村等に対し、制度内容の周知を図るとともに、国と連携しながら市町村の計画作成を支援してまいる考えであります。

三、除染問題について

生活環境部長

伊達市の除染における一部未施工につきましては、伊達市が設置した伊達市除染業務調査委員会において、現在、事実関係等の調査が行われているところであります。除染は、環境回復を図るため確実に実施されることが必要であり、県といたしましては、今後取りまとめられる調査結果の内容等を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、市町村除染につきましては、市町村が施工管理や完了検査等を行い、実施状況を

確認しているところであります。県といたしましては、確実な除染に向けて、これまでも業務監理者派遣による施工管理の支援、国、市町村と連携した現地確認及び情報共有を行ってきており、引き続き、適正かつ確実な除染の推進に努めてまいります。

次に、国直轄除染につきましては、これまでも国に対し、地元市町村の意向を十分に反映した除染を確実に実施することなどを求めてまいりました。県といたしましては、今後とも、市町村と連携して現地調査を継続的に行い、実施状況を確認するとともに、国に対し、除染関係ガイドライン等に基づいた除染を確実に実施するよう求めてまいる考えであります。

原子力損害対策担当理事

自主的除染費用の賠償につきましては、東京電力は、これまで、放射性物質汚染対処特措法施行前に実施した除染費用のみを賠償するとしていたことから、県といたしましては、市町村等とともに特措法が施行された平成24年1月以降も賠償の対象とするよう求めてまいりましたが、今般、東京電力は同年9月までを対象期間とし、請求の受付を開始したところであります。引き続き、自主的除染費用の賠償について、被害者一人一人の事情を踏まえ、柔軟かつ迅速に行うよう求めてまいります。

四、災害弱者の避難支援等について

生活環境部長

災害時に必要な要配慮者の名簿につきましては、福祉部門と連携して、県内各方部で説明会を開催し、名簿の様式や作成手順等を示すなど、市町村における名簿の作成を支援してきたところであり、今後とも、市町村への個別訪問や要配慮者の実動訓練による検証会等を通じ、市町村における名簿の作成を促進してまいります。

保健福祉部部長

障がい福祉施設における災害時応援協定につきましては、施設によって身体障がいや知的障がいなど、利用者の障がい種別や支援の内容が異なり、様々な観点からの検討が必要なことから、今月、災害時の避難対応等に関する現場の諸課題について、関係団体や事業者と意見交換を実施したところであります。県といたしましては、今後も引き続き、災害時の避難体制の整備に向け、関係団体等と協議を進めてまいる考えであります。

次に、高齢者施設の災害時応援協定につきましては、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの団体において締結され、県内施設間の応援体制が整ったところであります。今後は、さらに、広域的な応援体制の構築に向けて、隣接県との協定締結の取組が進展するよう、県社会福祉協議会や各団体と連携を図りながら、各県とのブロック会議等の場において協議してまいりたいと考えております。

次に、災害時の透析医療につきましては、医療施設の被災状況把握や受入医療施設の確保、これらの情報の共有等が不可欠であることから、震災後、県立医科大学及び透析医療

関係団体との協議の場を設けるとともに、これまでに、透析医療施設への衛星電話等の配備や、患者の受入調整等を担う拠点施設の指定など、県立医科大学を中心とした医療体制のネットワーク化が図られております。今後とも、関係機関等と連携し、災害時医療の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

五、精神障がい者施策について

保健福祉部長

精神科病院の長期入院者につきましては、本県精神病床の平均在院日数は、平成25年は326.3日となっており、長期的には減少傾向にあるものの、全国平均の284.7日と比較し入院期間が長期に及んでいることから、長期入院者の地域生活への移行など、早期の退院に向けた取り組みの促進が課題となっております。

次に、長期入院している精神障がい者の地域生活への移行につきましては、病院職員に対する研修や、地域住民の理解を深めるための講演等を実施するとともに、地域生活を支える通所施設やグループホームの整備促進などに取り組んできたところであります。今後は、これまで養成したピアサポーターの登録制度の活用を図るなど、地域生活への移行促進に努めてまいりたいと考えております。

六、障がい者及び難病患者施策について

保健福祉部長

手話言語に関する条例につきましては、聴覚障がい者の社会参加の促進を図るため、手話通訳者の養成・派遣などの支援に取り組みながら、国における手話言語法の制定等の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、入院透析患者の特定除外制度につきましては、今回の診療報酬の改定に伴い、医療機関や病床の機能分化の観点から廃止されたところでありますが、入院透析患者の治療の継続等については、各医療機関において、患者の個々の容体等に応じて判断されるものと考えております。

次に、中途失明者に対する支援につきましては、障がい者総合福祉センターや視覚障がい者生活支援センターにおいて、相談支援を行うとともに、歩行・生活講習会や在宅生活訓練などの事業を実施しているところであります。今後とも、必要な訓練士等の確保に努め、視覚障がい者のニーズを踏まえながら、訪問による生活訓練事業等の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、法人・市民後見人制度につきましては、これまで、市町村等に対する認知症対応力向上研修会や家庭裁判所における連絡協議会等の場において、制度の理解促進を図ってきたところであり、福島市や本宮市、いわき市においては、講演会や養成研修の開催など、市民後見人育成の取組が始まっております。県といたしましては、今後とも、市町村等関係機関との連携を図りながら、制度の普及に努めてまいります。

次に、難病の新たな医療費助成制度につきましては、来年一月以降も継続して認定を受

ける難病患者に、今月、申請手続等に関するお知らせを行うこととしております。また、来月予定されている新たな指定難病の告示を踏まえ、その診断等を担う医療機関や専門医を指定し、これらの情報等を医療機関等を通じて該当者にお知らせするとともに、保健福祉事務所の相談窓口やホームページ等で広く県民に周知を図るなど、新たな難病制度の円滑な実施に努めてまいります。

七、特別支援教育について

教育長

県立特別支援学校全体整備計画の見直しにつきましては、障がいのある児童生徒の学習活動が適切に行える教育環境を整えるため、全県的な視野に立って見直しを進めてまいる考えであります。

次に、県立特別支援学校における間仕切り教室につきましては、児童生徒数の増加への対応とともに障がい特性に合わせた指導が必要であることから、引き続き、効果的な指導につながる教室配置や分校等の設置も含め検討し、適切に対応してまいる考えであります。

次に、特別支援教育支援員に対する研修につきましては、これまで、特別支援学校のセンター的機能をいかし、市町村が主催する研修会への講師派遣などを行っているところであり、引き続き、市町村教育委員会と連携し、特別支援教育支援員の資質の向上を図ってまいる考えであります。

再質問

阿部裕美子県議

再質問をいたします。はじめに保健福祉部長におうかがいいたします。中途失明者緊急生活訓練事業についてでありますけれども、整備をこれから行っていくという回答でありましたが、一番肝心なところは専任者を配置して自前の体制を確立して中途失明者の緊急生活訓練ができる様な体制を整えていくということではないかと思えます。現在は盲導犬協会仙台訓練センターに委託というかたちで行われておりますが、中途失明者の皆さんからの切実な要望に応えていくには、かつてのように専門員が配置された状況で専門の歩行訓練士の方が生活訓練指導員として活動していけるような状況をぜひ考えていただきたいと思えます。県の障害者総合福祉センターが新しくハード面では整備される方向ですので、ぜひ中身をしっかりと充実した内容にしていきたいと思えます。

私も改めて今回中途失明者の状況を調べてみて驚きましたが、福島県においても年間200人以上の方が視覚障害での身体障害者手帳を取得していますが、そのうち25年度で見ても一級の方が56人、二級の方が97人、合せて153人おられます。

中途失明者の80パーセントの方が自殺を考えるとというのが定説だと言われております。丁寧な指導によってそれを克服して、寝たきりになることを防いで生活の質を上げることに確実に繋がっていくことは、これまでも実証されていることですので、かつて丁寧な訪問

指導を受けて、引きこもり状態から脱してピアカウンセラーとして社会的な役割を果たしている方もいます。ぜひ他県に頼っているこの状況から、自前で中途失明の方たちの訓練にあたるような状況を確認していただきたい。改めてお伺いいたします。

それから、生活環境部長に伺います。伊達市の今回の（除染）未施工問題は私は単に一自治体の問題として済まされない問題だと思います。このことによって、他にも同じようなことがないのか、不信感を招き助長することにつながる問題だと思います。市の調査委員会の結果を待って、内容を踏まえて適切に対応していくということではありますが、この結果を待たずしても県として仕様書管理基準や県道などの除染に対応している内容から言ってもどこに問題があったのか、多重の下請け構造の中で除染が行われている状況でありますけれど、これらを明らかにして、再び未施工というようなことを起さない対応を県としても行っていく必要があると思いますのでもう一度答弁をお願いします。

再答弁

生活環境部長

除染の確実な実施についてでございます。今回の事例も受けまして、除染業務にかかる技術支援等を踏まえて施工管理の徹底について改めて周知をしたところでありまして、確実な除染に向け業務管理者の派遣、そして国市町村と連携した現地調査・情報共有を引き続きしっかり行い、適正かつ確実な除染に努めてまいります。

保健福祉部長

訓練士の確保につきましては、県内の訓練士はもとより専門機関からの協力なども得まして、必要な訓練士の数を確保してまいりたいと考えております。

再々質問

阿部県議

再々質問を行います。国の直轄除染についてでありますけれど、これは小高町など浜通りの方部で環境省が説明会を開いている中で、屋根の洗浄もしない、庭の表土の入れ替えもやらない。今までより簡単な除染をするのはなぜなのか、納得できないと言う住民の皆さんの質問に対して、環境省の方は「2016年3月まで除染を終えるためには、今までと同じことをやっていたのでは間に合わなくなる」という答弁をされています。このような事実を把握されているのでしょうか。“帰還先にありき”というように、除染をしっかりして住めるような環境をつくって帰還するというのが当たり前の道筋ではないのでしょうか、それについてどのように把握されているのか、その点について国にどうもとめているのか、もう一度答弁をお願いします。

それから教育長にうかがいます。特別支援教室の間仕切りの解消の具体化はどう取り組

まれているのでしょうか。現在 70 教室あるということですが、早期にこれを具体的に、いつまでどのように解消していく予定なのかおうかがいをいたします。

それから、特別支援学校全体整備計画の見直しについてでありますけれど、私はいま教育の根本的なあり方が問われる問題であると思います。ユネスコのインクルージョンのための指針や、教育におけるインクルージョンのための政策指針にも指摘されていますけれど、学校に子どもを合わせるのではなく、子どもに合わせた学校をつくる。障害があっても学ぶ権利をきちんと保障していく。この視点で、現在の過密過大の学校の現状をどう解消していくのか、その具体化が必要だと思います。特別支援学校に通う子どもたちは、長距離・長時間通学を強いられています。平成 25 年の指標で見ましても 30 分以上、60 分以上、学校までのスクールバスの乗車時間がかかっている、距離で言えば 10 キロメートル以上、20 キロメートル以上の子どもたちが 427 人おります。一般の子どもたちはほとんどは自分の住んでいる自治体の中で通学できますけれども、障害がある子どもたちは遠くまで通わなければならない。こういう状態を当たり前と考えるのはいかがなものでしょうか。よりベターな教育環境をつくっていく。例えば現在の支援学校の状況を見ますと、伊達方面では平成 24 年 71 人、ほぼ 50 人を超えて伊達方部から福島の大笹生養護学校に通っています。地域でも行政でも、伊達方部に特別支援学校をつくってほしい。学校が無理なら分校をつくってほしいという要望をあげています。これにどう応えるかお伺いいたします。

再々答弁

生活環境部長

除染をすすめるにあたっては、住民に対する丁寧な説明、そして確実な実施が何よりも重要であり、国に対し除染を確実に実施するよう引き続き求めるとともに、現地調査を市町村と連携して行い、それらの実施状況についてしっかりと確認をまいります。

教育長

まず、間仕切り教室への対応であります。知的障害のある児童生徒の急増に対する対応だけでなく、自閉症等の障害特性に応じた指導環境を確保することも必要であることから、今後とも児童生徒への指導の効果を踏まえた教室配置、また分校設置、そういうものも検討して適切に対応してまいりたいと思っております。

次に、特別支援学校の全体整備計画の見直しであります。私どももご指摘のように伊達群、県北に課題があることも承知しております。また、いわき・県南はもとより、相双、それから南会津という課題もあります。これらも含めて全県的に見直しをはかって行きたいと考えております。

以 上